

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社 JPホールディングス
代表取締役社長 荻田和宏

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会に上程されている議案には、当社提案（第1号議案から第11号議案）と株主からの提案（第12号議案から第17号議案）の双方が含まれます。

なお、議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載の通りですが、**当社取締役会は、株主からの提案議案には反対**いたします。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方については16頁から21頁をご参照ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、株主の皆様におかれましては、**当社取締役会の意見にご賛同いただき、4頁に記載の「議決権行使にあたってのご注意」をご参照の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第26期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

【会社提案(第1号議案から第11号議案)】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案から第10号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 候補者：荻田 和宏

第4号議案 候補者：古川 浩一郎

第5号議案 候補者：松本 順子

第6号議案 候補者：青柳 淳子

第7号議案 候補者：西井 直人

第8号議案 候補者：中村 伊知哉

第9号議案 候補者：皆川 尚史

第10号議案 候補者：山下 克之

第11号議案 監査役3名選任の件

【株主提案（第12号議案から第17号議案）】

第12号議案及び第13号議案 取締役2名選任の件

第12号議案 候補者：坂井 徹

第13号議案 候補者：福岡 明彦

第14号議案から第16号議案 社外取締役3名選任の件

第14号議案 候補者：内山 学

第15号議案 候補者：丸山 由紀

第16号議案 候補者：三木 昌樹

第17号議案 定款一部変更の件

※議案の要領及び提案の理由は、後記の「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

※本定時株主総会では取締役候補者の選任について個別に賛否をお諮りする関係上、候補者ごとに議案を分けて記載しております。

4. 議決権行使にあたってのご注意

(1) 株主提案議案について

本定時株主総会におきましては、株主提案（第12号議案から第17号議案）が提出されています。その内容は後記の「株主総会参考書類」に記載の通りですが、当社取締役会はこれら第12号議案から第17号議案には「反対」いたします。

当社取締役会の考えにご賛同いただける場合、第1号議案から第11号議案には「賛」、第12号議案から第17号議案には「否」の議決権行使をお願いいたします。

(2) 注意点

- ① 議決権行使書または委任状による議決権行使の際に、各議案に対し賛否の表示がされていない場合には、会社提案議案については「賛」、株主提案議案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ② **【会社提案】**第3号議案から第10号議案と**【株主提案】**第12号議案から第16号議案は、いずれも取締役の選任議案であるところ、当社定款は、取締役の上限員数につき、「当会社の取締役は、8名以内とする。」と定めております。
したがいまして、**【会社提案】**第3号議案から第10号議案と**【株主提案】**第12号議案から第16号議案のすべての候補者（13名）のうち、選任されるのは最大8名となります。
つきましては、取締役の選任議案につき議決権を行使されるに際して、賛成の議決権行使をされるのは、会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から合計8名以内とさせていただきます。

(3) 議決権行使期限について

書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水）午後6時到着（受付）分まで受付いたします。

特に、書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合、郵便事情により通常の郵便よりお時間がかかりますので、なるべく早めに議決権行使書をご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当日ご出席いただける場合には、あらかじめのお手続きは不要です。当日は議決権行使書用紙をご持参ください。

5. 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面にてご通知ください。
- (5) 議決権行使書及びインターネットによる議決権行使により決議の結果が明らかではない場合、議場における投票の方法による議案の採決を実施します。この場合、投票による議決権行使については、4頁に記載の「4.（2）注意点」と同様のお取扱いをいたします。
- (6) 個人の株主様が代理人様による議決権を行使される場合には、原則として、①から③の書類のご提出が必要となります。
 - ① 代理人ご本人様の議決権行使書用紙
 - ② 代理権を証する書面（委任をされる株主様ご本人の署名または記名押印のある委任状）
 - ③ 当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他のいずれか委任をされる株主様ご本人を確認するための公的書類の写し
- (7) 法人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として、①及び②の書類のご提出が必要となります。
 - ① 代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）
 - ② 当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- (8) 代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本定時株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

※なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月27日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月27日（水曜日）午後6時受付分まで

- (1) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成30年6月27日(水曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

以 上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

本定時株主総会におきましては、当社の株主である株式会社ページワン（以下「提案者」といいます。）から、株主提案が提出されています。

第1号議案から第11号議案は会社提案、第12号議案から第17号議案は株主提案です。

当社取締役会は、株主提案(第12号議案から第17号議案)の全てに「反対」しております。

以下の記載をご参照いただき、是非、**第1号議案から第11号議案には「賛」、第12号議案から第17号議案には「否」**の議決権行使をお願いいたします。

【会社提案（第1号議案から第11号議案）】

第1号議案 剰余金の処分の件

第26期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は307,466,929円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を表す)

現行定款	変更案
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

第3号議案から第10号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、取締役8名全員は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

本定時株主総会では、取締役候補者の選任について個別に賛否をお諮りする関係上、以下の通り候補者ごとに議案を分けております。

- 第3号議案 候補者：荻田 和宏
- 第4号議案 候補者：古川 浩一郎
- 第5号議案 候補者：松本 順子
- 第6号議案 候補者：青柳 淳子
- 第7号議案 候補者：西井 直人
- 第8号議案 候補者：中村 伊知哉
- 第9号議案 候補者：皆川 尚史
- 第10号議案 候補者：山下 克之

各取締役候補者の略歴等は10頁から13頁に記載の通りであります。

議案番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おぎ たくあ ひろ 荻田和宏 (昭和40年6月12日生)	平成元年4月 大和証券(株)入社 平成11年4月 当社入社 静岡営業所長 平成12年8月 当社大阪支社長 平成13年6月 当社取締役 平成14年1月 当社近畿・東海ブロック長 平成16年10月 (株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 平成17年4月 当社管理部長 平成18年1月 (株)ジェイキャスト取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成22年6月 (株)ジェイキッチン代表取締役社長(現任) (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役 社長(現任) (株)ジェイキャスト代表取締役社長(現任) 平成25年3月 (株)日本保育総合研究所取締役 平成27年2月 当社代表取締役社長(現任) (株)日本保育サービス代表取締役社長 (株)四国保育サービス代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所代表取締役社長 (現任) 平成28年9月 (株)アメニティライフ取締役(現任) 平成29年3月 社会福祉法人紺碧の会理事 一般社団法人全国保育連盟代表理事(現 任) 平成30年4月 (株)日本保育サービス取締役(現任)	956,900株
		【取締役候補者とした理由】 代表取締役にな就任して以降、当社グループの中長期での持続的な成長を見据え、組織体制の整備、安全管理体制の強化、働きやすい労働環境の実現、各施設の収益性の改善、保育士の離職抑制など不十分であった様々な課題を解決していくとともに、新たな収益基盤の拡大に取り組み成果をあげております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	ふる かわ こういちろう 古川浩一郎 (昭和37年2月9日生)	昭和60年4月 大和証券(株)入社 平成12年2月 当社入社 広島営業所長 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成14年1月 当社関東ブロック長 平成16年10月 (株)ジェイキッチン取締役(現任) (株)ジェイ・プランニング販売取締役(現 任) 平成18年1月 (株)ジェイキャスト取締役(現任) 平成25年3月 (株)日本保育総合研究所取締役(現任) 平成29年3月 社会福祉法人紺碧の会理事(現任) 一般社団法人全国保育連盟理事(現任)	108,400株
		【取締役候補者とした理由】 保育所新設に関する開発業務及び自治体と保育所との間における折衝業務、また、収益基盤拡大のためのコンサルティング事業などの豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	

議案番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	まつもと じゅんこ 松本 順子 (昭和31年6月3日生)	昭和52年4月 学校法人ミネルヴァ学園 平成15年6月 当社入社 園長 平成16年10月 当会社分割により(株)日本保育サービスに異動 平成20年1月 (株)日本保育サービス取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 (株)日本保育総合研究所取締役(現任) 平成28年9月 (株)アメニティライフ代表取締役社長(現任)	92,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 子育で支援事業の保育事業部の責任者として、各施設における組織的な運営管理体制の整備と安全管理体制の強化に努め、保育の質の向上に貢献した実績により、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	あおやぎ あつこ 青柳 淳子 (昭和36年2月18日生)	昭和56年4月 大田区立保育所 平成16年10月 (株)日本保育サービス入社 平成16年12月 (株)日本保育サービス園長 平成20年1月 (株)日本保育サービス取締役(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成28年9月 (株)アメニティライフ取締役(現任) 平成29年2月 KODOMOLOGY(株)取締役	37,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社グループの最重要課題である保育士の採用の責任者として毎期着実に保育士採用者数の増加を実現し、当社グループの企業価値向上に貢献した実績により、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
7	にし い なおと 西井 直人 (昭和46年5月5日生)	平成10年6月 ジャガースポーツ(株)入社 平成17年1月 ニア・フィールド(株)入社 平成20年4月 (株)日本保育サービス入社 平成24年6月 (株)日本保育サービス取締役(現任) (株)四国保育サービス取締役 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成28年9月 (株)アメニティライフ取締役(現任) 平成29年2月 KODOMOLOGY(株)取締役 平成29年4月 COHAS VIETNAM CO.,LTD代表取締役社長(現任)	29,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 保育所新設に関する開発業務及び収益基盤拡大のための新規事業を立ち上げ、平成29年度にベトナムにおいて幼稚園を開園するなどの実績により、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

議案番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> 中村 伊知哉 (昭和36年3月19日生)	昭和59年4月 郵政省 平成14年8月 NPO法人CANVAS副理事長(現任) 平成18年9月 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構教授 平成20年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授(現任) 平成20年6月 ㈱スペースシャワーネットワーク社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 平成24年2月 一般社団法人ニューメディアリスク協会理事長(現任) 平成27年4月 一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム代表理事(現任) 一般社団法人CIP協議会代表理事(現任) 平成27年6月 超人スポーツ協会共同代表(現一般社団法人超人スポーツ協会)(現任) 平成28年5月 一般社団法人映像配信行動化機構理事長(現任) 平成28年6月 吉本興業(㈱)社外取締役(現任) 平成28年12月 一般社団法人デジタル教科書教材協議会副会長・専務理事(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 平成20年より当社社外取締役として取締役会での意思決定に際し、専門的見地及び公正かつ客観的な立場にたつて適切な意見を述べていることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。			
9	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> 皆川 尚史 (昭和27年6月16日生)	昭和51年4月 厚生省 平成13年1月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課課長 平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官 平成23年10月 企業年金連合会専務理事、CIO 平成25年4月 日本保険業局協会専務理事(現任) 日本保険業局政治連盟会長代行(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 平成28年より当社社外取締役として取締役会での意思決定に際し、厚生省(現厚生労働省)での要職の経験に基づいた積極的な提言を行っていることから、事業の推進に貢献していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。			

議案番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>やま</small> <small>した</small> <small>かつ</small> <small>ゆき</small> 山下 克之 (昭和37年9月7日生)	昭和61年4月 (株)西友入社 平成12年3月 トヨタファイナンス(株)入社 平成13年5月 大同生命保険入社 平成15年4月 日本福祉大学入職 平成21年4月 追手門学院大学入職 平成27年4月 追手門学院大学経営学部教授(現任) 追手門学院大学経営学研究科教授 平成30年4月 追手門学院大学経営・経済研究科教授 (現任)	50,000株
【社外取締役候補者とした理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業で財務・会計の業務に携わっており、また大学の経営・経済研究科教授を務められるなど、経営に関する専門的な知識・経験等を有していることから社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 中村伊知哉氏、皆川尚史氏及び山下克之氏は、社外取締役候補者であります。なお、中村伊知哉氏及び皆川尚史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山下克之氏についても、独立役員の候補者であります。
2. 中村伊知哉氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
また、皆川尚史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、中村伊知哉氏及び皆川尚史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
また、山下克之氏の選任が承認可決された場合も上記内容の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第11号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結時をもって監査役内山学氏、竹内大和氏及び指輪英明氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>新任</p> <p>坂本 昌和 (昭和32年8月10日生)</p>	<p>昭和51年4月 (株)CSK入社 平成16年4月 (株)インデックス入社人事執行役員 平成17年8月 (株)ネットインデックス・イー・エス代表取締役社長 平成18年4月 湘南技術センター(株)入社人事総務部長 平成19年7月 (株)ブロードリーフ入社人事ディレクター 平成20年11月 (株)ブロードリーフ内部監査室長 平成28年8月 (株)クライム入社人事総務部長</p>	一株
<p>【監査役候補者とした理由】 内部監査業務に精通しており、当社の内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化において貢献することができると判断し、常勤監査役候補者といたしました。</p>			
2	<p>新任 社外</p> <p>軒澤 篤志 (昭和47年2月23日生)</p>	<p>平成12年9月 (株)AGSコンサルティング入社 平成20年3月 (株)AGSコンサルティング取締役 平成26年3月 (株)AGSコンサルティング常務取締役 平成28年3月 (株)AGSコンサルティング専務取締役(現任)</p>	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 国内外において、税務・会計を中心としたコンサルティング業務の豊富な経験から、専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 赤澤 ひとし (昭和48年11月29日生)	平成 8 年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入社 平成12年 5月 公認会計士登録 平成14年 7月 川北博公認会計士事務所入社 平成16年 1月 プリヴェ企業再生グループ(株)入社 平成21年 7月 赤澤仁公認会計士事務所代表(現任) 平成21年 8月 税理士登録 平成22年 4月 合同会社プレシャス総合会計事務所代表社員(現任) 平成24年10月 Hazuki Company(株)監査役(現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、財務・会計に関する専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 蛭澤篤志氏及び赤澤仁氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 蛭澤篤志氏及び赤澤仁氏の選任が承認可決された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。
3. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【株主提案（第12号議案から第17号議案）】

(注) 当社取締役会は株主提案議案のすべてに「反対」しております。
提案者が各候補者から就任承諾を得ているかどうかは不明です。

<取締役2名選任の件>

1. 提案者による提案の理由の概要

当社の経営陣は子育て等に従事する人々に対する需要を合理的に取り込めておらず、その結果として、当社の業績が伸びていないため。また、現在の取締役の体制では適切な意思決定及び業務執行がなされていないため。

2. 議案の要領

取締役2名を選任する。

提案者が当社に通知した取締役候補者の氏名等は以下の通りである。

<第12号議案>

【氏名・生年月日】坂井 徹（さかい とおる）

昭和48年9月26日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

平成8年 米国ハワイ州立大学卒業

平成12年 早稲田大学大学院卒業

平成8年 米国の事業法人入社

同社 Director就任

平成13年 株式会社アトリウム入社

その後、同社執行役員 戦略投資本部長に就任。ファンド事業及びPE投資事業を統括。

平成23年 日本及び米国において、投資会社創業

平成29年 未来キャピタル株式会社及びマザーケアジャパン株式会社の創業、未来キャピタル株式会社及びマザーケアジャパン株式会社において、それぞれ代表取締役就任（現任）

【所有する当社株式の数】 0株

<第13号議案>

【氏名・生年月日】 福岡 明彦（ふくおか あきひこ）
昭和40年5月7日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

平成元年	早稲田大学卒業
平成元年	株式会社クレディセゾン入社
平成10年	株式会社アトリウムに転籍 その後、同社取締役就任 同社及び関連会社の人事総務部、財務経理部等の要職を歴任 株式会社アトリウム債権回収サービス取締役 株式会社エー・エム・ファンド・マネジメント取締役 株式会社エー・アイ・シー代表取締役社長
平成30年	未来キャピタル株式会社入社

【所有する当社株式の数】 0株

※提案者は、第4号議案・第7号議案に係る候補者も併せて取締役候補者としております。

<第12号議案及び第13号議案に対する当社取締役会の意見>
当社取締役会は、以下の理由により、本議案には『反対』いたします。

候補者は当社の取締役として十分な経験等を有しないこと

保育事業の経験・知識を十分に備えた人物でなければ、当社の業務執行を行う取締役として今後の事業展開を進めることは不可能であるところ、当社の提案（第3号議案から第7号議案）に係る取締役候補者は、そのような観点から必要十分な布陣となっております。

他方、第12号議案及び第13号議案に係る取締役候補者は、保育事業の経験・知識を十分に有するとは認められず、それを補う特筆すべき経歴等も確認できません。保育事業の経験・知識を十分に有するとは認められない人物が当社の業務執行を行うことで、事業展開の遅延や業務推進の停滞が生じ、保育の現場が混乱する懸念もございます。

提案者の分析には誤りがあること

提案者は、当社の現任取締役が、子育て等に従事する人々に対する需要を合理的に取り込めていないことにより、当社の業績が停滞したと分析しているようです。

しかしながら、当社は、平成27年2月以降、当社グループの中長期での持続的な成長を見据え、労働環境の向上や安全管理体制の強化など、従前手当てが不十分であった様々な課題を解決していくとともに、新たな収益基盤の拡大に取り組んで

いるところ、近時の営業利益の減少は、当該取組みに必然的に伴う費用支出による一時的な影響にすぎません。

したがって、提案者の分析は当社の実態を的確に捉えておりません。なお、当社の実施している具体的な取組みの内容については、平成29年11月16日に当社ホームページに掲載いたしました「議決権行使助言会社グラスルイス及びISSのレポートについて」をご参照ください。

提案者の提案理由には根拠がないこと

提案者は、当社の現任取締役の体制では適切な意思決定及び業務執行がなされていない旨主張しておりますが、その具体的な理由は明らかではなく、当該主張には根拠がありません。

候補者に中立的な経営が期待できないこと

提案者が提案する取締役候補者である坂井徹氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の現任の代表取締役です。また、福岡明彦氏は、同社の完全親会社である未来キャピタル株式会社の従業員であるとのことです。

下記の通り、マザーケアジャパン株式会社の実態及び意向が明らかではないことも併せ考えると、両候補者が、当該筆頭株主の利益から独立して、真に中立的な立場から当社の少数株主の利益を考慮した適切な経営を行うことが期待できるかは明らかではありません。

候補者の属する法人の実態が不明であること

提案者が提案する取締役候補者である坂井徹氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の現任の代表取締役です。また、福岡明彦氏は、同社の完全親会社である未来キャピタル株式会社の従業員であるとのことです。

マザーケアジャパン株式会社及び未来キャピタル株式会社は、当社の筆頭株主及びその親会社に該当することから、株式会社東京証券取引所の規則上、当社において同社に係る一定の情報を開示しなければならないところ、当社は再三にわたって同社に対して必要な情報提供をするよう求めてきましたが、同社はこれに応じませんでした。

また、同社は、当社に対して、当社の資本政策等に関する申し出をしておりますが、当社が、当該申し出を検討するうえで最低限必要な情報の提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、これについてもまったく応じておりません。

このように、マザーケアジャパン株式会社及び未来キャピタル株式会社はその実態及び意向がまったく明らかではありません。

提案者と候補者の属する法人の関係について

提案者とマザーケアジャパン株式会社は、共同して株主提案権を行使しているものと認められるため、提案者とマザーケアジャパン株式会社は共同保有者であるものとして大量保有報告書を提出しなければならないはずであるところ、当該法定書類は、本書作成時点において提出されておらず、重大なコンプライアンス上の問題があります。

<社外取締役3名選任の件>

1. 提案者による提案の理由の概要

経営体制の刷新及びコンプライアンス強化を図るため。

2. 議案の要領

社外取締役3名を選任する。

提案者が当社に通知した社外取締役候補者の氏名等は以下の通りである。

<第14号議案>

【氏名・生年月日】内山 学（うちやま まなぶ）

昭和26年1月23日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

昭和49年4月 (株)東海銀行入行

平成19年2月 (株)ユーフィット入社

平成23年9月 (株)J Pホールディングス入社 内部監査室

平成26年6月 (株)J Pホールディングス常勤監査役

【所有する当社株式の数】6,200株

<第15号議案>

【氏名・生年月日】丸山 由紀（まるやま ゆき）

昭和43年10月23日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

平成5年 東京外国語大学卒業

出版社等に勤務

平成18年 司法試験合格

平成20年 弁護士登録

弁護士法人あると入所

平成30年 マザーケアジャパン(株)顧問弁護士

【所有する当社株式の数】0株

<第16号議案>

【氏名・生年月日】 三木 昌樹（みき まさき）
昭和19年6月1日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

昭和42年	東京大学卒業
同年	三菱油化(株) (現三菱化学(株)) 入社
昭和57年	司法試験合格
昭和60年	弁護士登録
平成7年	ひかり総合法律事務所設立

【所有する当社株式の数】 0株

※提案者は、第9号議案に係る候補者も併せて社外取締役候補者としておりません。

<第14号議案から第16号議案に対する当社取締役会の意見>
当社取締役会は、以下の理由により、本議案には『反対』いたします。

選任の理由がないこと

当社は、平成29年12月22日に当社ホームページで公表した「第三者委員会調査報告書に基づく当社の対応に関するお知らせ」に記載した通り、コンプライアンス体制の強化に向けた諸施策を決定し、具体的な取組みを実施してきております。かかる諸施策を継続して実践していくことが、当社のコンプライアンス上重要であると考えており、当社の提案（第8号議案から第10号議案）に係る社外取締役候補者は、そのために必要な高度の専門的知見を有しており、既に必要十分な人選となっております。

内山学氏について

候補者である内山学氏は、提案者が当社に通知した同氏の略歴からも明らかな通り、平成23年から平成26年まで当社の使用人としての地位にあったため、社外取締役としての要件を満たしません。

丸山由紀氏について

候補者である丸山由紀氏は、当社の筆頭株主であるマザーケアジャパン株式会社（議決権割合：27.41%）の顧問弁護士であるとのこと。前記の通り、マザーケアジャパン株式会社の実態及び意向が明らかではないことも併せ考えると、同氏が当該筆頭株主から独立して、真に中立的な立場から当社の経営に対する監督機能を果たすことが期待できるかは明らかではありません。

提案者は、社内取締役としてマザーケアジャパン株式会社の代表取締役である坂井徹氏を提案する一方で、社外取締役候補者としてマザーケアジャパン株式会社の顧問弁護士を提案しているものであり、当社の経営における有効なガバナンス体制を構築する意思を有していないことは明らかです。

第17号議案 定款一部変更の件

1. 提案者による提案の理由の概要

当社の機動力を高め、株主意思を反映させるため。

2. 議案の要領

定款第28条（取締役の解任方法）のうち、「3分の2以上」とあるのを、「過半数」と変更する。

<第17号議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由により、本議案には『反対』いたしません。

提案者と共同で本議案を提案したと認められるマザーケアジャパン株式会社が平成30年1月19日に提出した大量保有報告書によれば、マザーケアジャパン株式会社は、27.40%の株券等保有割合を有しております。

このような状況及び当社の株主総会における実際の出席率を考慮すると、本議案が承認可決されて取締役の解任の要件が議決権の過半数となった場合、マザーケアジャパン株式会社は、取締役の解任に極めて強い影響力を有することになります。

このように、特定の株主が単独で取締役の解任に極めて強い影響力を有する状況は、多様な株主の皆様のご意見が反映されるべき上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方として適当ではないと考えます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策を背景に企業収益や設備投資の回復が続いており、雇用・所得環境の改善を反映して個人消費の持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。

子育て支援事業を取り巻く環境は、女性の社会進出を背景として保育需要が増加し、待機児童問題はますます深刻化しております。政府は、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育の無償化を一気に加速し、「子育て安心プラン」を前倒して2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を行い、併せて保育士確保と処遇改善に更に取り組む方針を示しております。こうした政府の方針を受け、引き続き市場規模の拡大が見込まれるとともに、今後も子育て支援事業の社会的役割は、これまで以上に重要性を増すものと考えられます。

このような環境のもと、当社グループでは質の高い保育の実現に向け、保育所で勤務する従業員を対象とした処遇改善を継続的に実施するなど、保育士の採用強化と定着率の向上に取り組んでまいりました。また、高まる保育所ニーズへの対応として、平成30年3月期累計期間に新たに開設した施設は以下の通りとなります。

(保育所)

アスクときわ台保育園	(平成29年4月1日)
足立区立五反野保育園	(平成29年4月1日)
アスク長崎一丁目保育園	(平成29年4月1日)
アスク上目黒保育園	(平成29年4月1日)
アスク岩戸北保育園	(平成29年4月1日)
アスク今井南保育園	(平成29年4月1日)
アスク長後保育園	(平成29年4月1日)
アスク利府保育園	(平成29年4月1日)
アスク竹下保育園	(平成29年4月1日)
アスク北谷保育園	(平成29年4月1日)
アスク真栄里保育園	(平成29年7月1日)

(学童クラブ)	
アクティ柳町	(平成29年4月1日)
下谷こどもクラブA	(平成29年4月1日)
下谷こどもクラブB	(平成29年4月1日)
松葉こどもクラブA	(平成29年4月1日)
松葉こどもクラブB	(平成29年4月1日)
しばさき公園北第1学童クラブ	(平成29年4月1日)
しばさき公園北第2学童クラブ	(平成29年4月1日)
はなばたけ第2学童クラブ	(平成29年4月1日)
(民間学童クラブ)	
A E L 横浜ビジネスパーク	(平成29年4月1日)
(幼稚園 (海外施設))	
COHAS DA NANG (コハスダナン)	(平成29年9月12日)

その結果、平成30年3月末日における保育所の数は183園、学童クラブは71施設、児童館は12施設、民間学童クラブは5施設、幼稚園 (海外施設) は1園となり、子育て支援施設の合計は272施設となりました。

上記のほか、平成29年9月にCohas Kids (コハスキッズ／幼稚園) をベトナムに開園しておりますが、フランチャイズ施設であることから施設数には含めておりません。

また、平成18年11月より運営しておりましたアスク神楽坂保育園及び平成14年8月より運営しておりましたアスクひばりヶ丘保育園は、平成29年4月に東京都認証保育所から認可保育所へ移行及び移転新設いたしました。

なお、平成20年4月より運営しておりました北区立赤羽西五丁目児童館、平成21年4月より運営しておりました中野江原こどもクラブ、平成25年4月より運営しておりました中野区立鷺宮学童クラブ及び中野区立大和学童クラブは、契約期間満了等により平成30年3月末日をもって撤退いたしました。

以上より、当社グループの連結売上高は26,779百万円 (前年同期比17.5%増) となり、営業利益は1,303百万円 (同11.5%増)、経常利益は1,582百万円 (同17.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は910百万円 (同37.6%増) と増収・増益となりました。

これらの主な要因は、以下の通りです。

売上高においては、新規施設の開設、稼働率の上昇や処遇改善に係る補助金の増額等に伴う既存施設の増収及び期初に見込んでいなかった賃借料補助の拡充による81百万円の補助金収入等の増加により増収となりました。

営業利益においては、処遇改善に係る補助金の増額に見合った人件費の増加の他、消費税の課税区分の見直しに伴う控除対象外消費税額の増加120百万円、計2回開催いたしました臨時株主総会関連費用148百万円などの期初に見込んでいなかった費用等の増加がありました。売上高の増加により、これらの費用を吸収し業績予想及び前期実績をともに上回り増益となりました。

また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益においても、上記営業利益の増加に加えて、寮利用者の増加に伴う補助金等により営業外収益が増加し、職員配置の見直し等による各施設の収益性改善計画等により園減損損失（特別損失）が大幅に減少したことなどを受け、業績予想及び前期実績をともに上回り増益となりました。

なお、持株会社としての当社は子会社への経営指導及び管理を行い、主な収入は各子会社からの経営指導料及び配当であります。当期の事業活動の結果、売上高は1,778百万円（同16.3%増）、営業利益は411百万円（同11.1%減）、経常利益は604百万円（同18.1%減）、当期純利益は434百万円（同28.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,812百万円で、その主なものは次の通りであります。

セグメントの名称	設備の内容	投資金額(千円)
子育て支援事業	アスク曾根南保育園	215,440
	アスク府中本町保育園	211,330
	アスク真栄里保育園	177,873
	アスクおおたかの森保育園	123,448
	アスク薬王寺保育園	115,278
	GENKIDS 新子安保育園	112,518
	アスクわに保育園	106,550
	アスクみなみ久が原保育園	106,360
	アスクくげぬま北保育園	106,168
	アスクみのわ保育園	101,067

(3) 資金調達の状況

借入金

3,350,000千円

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲り受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
記載すべき事項に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (8) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第23期 平成27年3月期	第24期 平成28年3月期	第25期 平成29年3月期	第26期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高	17,868,076	20,552,867	22,799,279	26,779,234
営業利益	1,345,985	1,732,411	1,168,927	1,303,115
経常利益	1,550,507	1,781,735	1,350,851	1,582,003
親会社株主に帰属する当期純利益	904,404	1,071,805	661,473	910,507
1株当たり当期純利益	10.84円	12.84円	7.87円	10.70円
総資産	18,882,363	21,126,721	24,002,078	25,761,021
純資産	5,606,934	6,279,737	6,854,381	7,756,199
1株当たり純資産額	67.14円	75.20円	80.89円	90.63円

(注) 第23期から第25期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社日本保育サービス	99,000千円	100%	子育て支援事業
株式会社ジェイキッチン	10,000千円	100%	給食の請負事業
株式会社ジェイ・プランニング販売	10,000千円	100%	物品販売事業
株式会社ジェイキャスト	10,400千円	100%	英語教室及び体操教室の請負事業
株式会社四国保育サービス	10,000千円	51%	子育て支援事業
株式会社日本保育総合研究所	10,000千円	100%	研究、研修及びコンサルティング事業
株式会社アメニティライフ	70,000千円	100%	子育て支援事業
COHAS VIETNAM CO.,LTD	300千米ドル	100%	子育て支援事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

- ① 保育の質の向上
当社グループでは、各施設に対する従来からの組織的な運営管理体制に加え、安全管理体制の強化、保育士へのケア、働き方改革の徹底などを進め保育の質の改善に努めております。
- ② 効率的な受入児童数の拡大
新たに保育所を開設するだけでなく、既存施設の保育士を増やすことにより受入児童数を拡大することができます。
当社グループでは都道府県ごとの待機児童の状況や、保育士の採用状況及び投資効率等を総合的に勘案し、新規開設と既存施設への保育士増員のバランスをとりながら効率的な受入児童数の拡大に努めております。
- ③ 保育士確保に向けた施策
子育て支援サービスには、保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。
当社グループでは、年間を通じて全国各地で採用活動を行うとともに、従業員の給与引き上げや人事評価制度の見直しを実施してきました。また、給付型奨学金制度、保育士養成講座、幼稚園教諭の保育士資格取得支援等も行っており、様々な制度や仕組みづくりに取り組んでおります。

④ 業務の効率化及び情報の管理

政府が進めている保育所等における業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等について）に合わせ、当社グループとして保育士の業務負担の軽減を図り、管理部門の業務効率化及び情報漏洩等に対するセキュリティの強化を図るべく各種システムの導入と整備を進めております。

⑤ 人材への投資

当社グループでは、保育の質の向上と安全のためには保育に対して情熱と適性を有する人材を採用し、各従業員の持つポテンシャルを最大限引き出すための教育を継続的に実施していくことが不可欠なものと考えております。そのため、社内で行う研修会において保育に関する様々な知見を取り込むとともに、社外の勉強会なども積極的に活用して人材のレベルアップを図っております。

⑥ 収益基盤拡大に向けた新規事業への取り組み

当社グループが運営する施設の多くは公費で運営されており、事業が安定的に推移する一方、政策や制度変更の影響を受けやすく、政策転換による事業への影響が懸念されます。

このような環境を踏まえ、民間学童クラブの開設やコンサルティング事業、成長が見込まれる海外での子育て支援事業の進出等により、収益基盤の拡大に取り組んでおります。

⑦ 設備資金確保のための資金調達と財務基盤の安定性の確保

継続的に保育所を開園するためには、設備費用等の資金を安定的に確保することが重要となります。

当社グループでは、財務の健全性を図りつつ、必要資金を安定的に調達していくため、金融機関からの借入れに限定せずに社債の発行や株式の発行も含めて財務政策を検討しております。

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は子育て支援事業であり、保育所、学童クラブ、児童館及び幼稚園（海外施設）の運営を行っております。

なお、現在展開しております保育所は、指定管理者制度による公設民営保育所、自社運営による運営委託保育所、東京都認証保育所制度等による認可外保育所の3形態で運営いたしております。

また、学童クラブ及び児童館は主に自治体からの運営委託によるものであります。

(12) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

本 社	…………名古屋市中区葵三丁目15番31号
東京支社	…………東京都港区港南一丁目2番70号
保 育 所	…………183園
学童クラブ	…………71施設
児 童 館	…………12施設
民間学童クラブ	…………5施設
幼稚園 (海外施設)	…………1園

(注) 1. 当期中の増設

[保育所]

アスクときわ台保育園 (平成29年4月)、足立区立五反野保育園 (平成29年4月)、アスク長崎一丁目保育園 (平成29年4月)、アスク上目黒保育園 (平成29年4月)、アスク岩戸北保育園 (平成29年4月)、アスク今井南保育園 (平成29年4月)、アスク長後保育園 (平成29年4月)、アスク利府保育園 (平成29年4月)、アスク竹下保育園 (平成29年4月)、アスク北谷保育園 (平成29年4月)、アスク真栄里保育園 (平成29年7月)

[学童クラブ]

アクティ柳町 (平成29年4月)、下谷こどもクラブA (平成29年4月)、下谷こどもクラブB (平成29年4月)、松葉こどもクラブA (平成29年4月)、松葉こどもクラブB (平成29年4月)、しばさき公園北第1学童クラブ (平成29年4月)、しばさき公園北第2学童クラブ (平成29年4月)、はなばたけ第2学童クラブ (平成29年4月)

[民間学童クラブ]

A E L 横浜ビジネスパーク (平成29年4月)

[幼稚園 (海外施設)]

COHAS DA NANG (コハスダナン) (平成29年9月)

2. 当期中の撤退

なし

3. 当期末での撤退

[学童クラブ]

中野江原こどもクラブ (平成30年3月)、中野区立鷺宮学童クラブ (平成30年3月)
中野区立大和学童クラブ (平成30年3月)

[児童館]

北区立赤羽西五丁目児童館 (平成30年3月)

4. 当期末後の増設

[保育所]

江東区南砂第四保育園（平成30年4月）、アスクとねり保育園（平成30年4月）、アスク東葛西保育園（平成30年4月）、アスクみなみ久が原保育園（平成30年4月）、アスク薬王寺保育園（平成30年4月）、アスクかなめ町保育園（平成30年4月）、アスク府中本町保育園（平成30年4月）、アスクみのわ保育園（平成30年4月）、アスクくげぬま北保育園（平成30年4月）、アスクおおたかの森保育園（平成30年4月）、アスクわに保育園（平成30年4月）、アスク曽根南保育園（平成30年4月）、アスクとよたま一丁目保育園A（平成30年4月）、アスクとよたま一丁目保育園B（平成30年4月）、GENKIDS新子安保育園（平成30年4月）

[学童クラブ]

麹町こどもクラブ（平成30年4月）、大正小学校放課後子供教室（平成30年4月）、調布市立調和小学校学童クラブ（平成30年4月）、わくわく滝野川もみじひろば（平成30年4月）

(13) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,094 (2,213) 名	+344 (+193) 名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
2. 前連結会計年度末と比較して従業員数が344名、臨時雇用者数が193名増加しておりますが、子育て支援事業における業容拡大によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 (4) 名	+10 (△1) 名	47.00歳	3.4年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
2. 前事業年度末と比較して従業員数が10名増加しておりますが、これは管理部門の強化によるものであります。

(14) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,533,892千円
株式会社三井住友銀行	2,284,860千円
株式会社りそな銀行	1,477,790千円
株式会社みずほ銀行	1,115,400千円
株式会社横浜銀行	950,880千円
株式会社滋賀銀行	693,608千円
株式会社京都銀行	545,000千円
信 金 中 央 金 庫	500,000千円
株式会社百五銀行	498,315千円
株式会社名古屋銀行	451,426千円
日本生命保険相互会社	437,500千円
株式会社日本政策投資銀行	420,000千円
株式会社愛知銀行	353,378千円
株式会社大垣共立銀行	331,200千円
株式会社中京銀行	241,284千円
株式会社十六銀行	85,000千円

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の借入金残高1,115,400千円には、第24期中に導入いたしました「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）により設定いたしました信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者が本信託の財産となる当社株式を取得するために行った借入640,400千円を含んでおります。本制度の概要につきましては、「連結注記表2. 追加情報」をご参照ください。
2. 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社中京銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンの残高2,550,000千円が含まれております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 295,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 87,847,694株（自己株式数1,706株を除く）
 (3) 株 主 数 18,042名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マザーケアジャパン株式会社	24,074,800株	27.41%
ジェイ・ピー従業員持株会	5,730,500株	6.52%
ほがらか信託株式会社信託口A-1	3,219,100株	3.66%
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	2,314,100株	2.63%
王 厚 龍	2,280,000株	2.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,096,100株	2.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,676,300株	1.91%
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,600,500株	1.82%
株式会社SSBFコンサルティングサービス	1,522,100株	1.73%
J C テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	1,424,200株	1.62%

(注) 持株比率は、自己株式（2,315,806株）のうち株式給付信託（従業員持株会処分型）保有自己株式（2,314,100株）を除く、当社保有の自己株式（1,706株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成30年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻 田 和 宏	(株)日本保育サービス代表取締役社長 (株)四国保育サービス代表取締役社長 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 (株)ジェイキャスト代表取締役社長 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所代表取締役社長 (株)アメニティライフ取締役 社会福祉法人紺碧の会理事 一般社団法人全国保育連盟代表理事
取 締 役	古 川 浩 一 郎	(株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 社会福祉法人紺碧の会理事 一般社団法人全国保育連盟理事
取 締 役	松 本 順 子	(株)日本保育サービス取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ代表取締役社長
取 締 役	青 柳 淳 子	(株)日本保育サービス取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	西 井 直 人	(株)日本保育サービス取締役 (株)四国保育サービス取締役 (株)アメニティライフ取締役 COHAS VIETNAM CO.,LTD代表取締役社長
取 締 役	中 村 伊 知 哉	NPO法人CANVAS副理事長 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 (株)スペースシャワーネットワーク社外取締役 一般社団法人ニューメディアリスク協会理事長 一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム代表理事 一般社団法人CIP協議会代表理事 一般社団法人超人スポーツ協会共同代表 一般社団法人映像配信行動化機構理事長 吉本興業(株)社外取締役 一般社団法人デジタル教科書教材協議会副会長・専務理事

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	松 村 卓 治	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー (株)プロライフグループ社外監査役 鳥居薬品(株)社外監査役
取 締 役	皆 川 尚 史	日本保険薬局協会専務理事 日本保険薬局政治連盟会長代行
常 勤 監 査 役	内 山 学	(株)日本保育サービス監査役 (株)四国保育サービス監査役 (株)ジェイキッチン監査役 (株)ジェイキャスト監査役 (株)ジェイ・プランニング販売監査役 (株)日本保育総合研究所監査役
常 勤 監 査 役	森 敏 仁	(株)アメニティライフ監査役
監 査 役	竹 内 大 和	—
監 査 役	指 輪 英 明	日本コンシェルジュ(株)代表取締役社長 UNIVERSAL AVIATION Co.監査役 (株)ジーエヌアイ取締役 GIキャピタル・マネジメント(株)取締役副社長
監 査 役	押 味 由 佳 子	柴田・鈴木・中田法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役中村伊知哉氏、取締役松村卓治氏及び取締役皆川尚史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中村伊知哉氏、取締役松村卓治氏及び取締役皆川尚史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役竹内大和氏、監査役指輪英明氏及び監査役押味由佳子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役竹内大和氏、監査役指輪英明氏及び監査役押味由佳子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 常勤監査役内山学氏及び森敏仁氏、監査役竹内大和氏及び監査役指輪英明氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の責任については、社外取締役は、600万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役は、200万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	147,950千円 (16,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	26,700千円 (12,000千円)
合計	13名	174,650千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月20日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月20日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役中村伊知哉氏、社外取締役松村卓治氏及び社外取締役皆川尚史氏、社外監査役指輪英明氏及び社外監査役押味由佳子氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	中村伊知哉	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。議案審議等につき、その知識経験に基づき発言を行っております。
取締役	松村卓治	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。議案審議等につき、弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役	皆川尚史	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。議案審議等につき、厚生労働省での豊富な経験に基づいた積極的な提言を行っております。

区分	氏名	活動状況
監査役	竹内大和	<p>当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、会社経営の経験から必要に応じ当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役	指輪英明	<p>当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に係る助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
監査役	押味由佳子	<p>当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席し、企業法務に関する豊富な知識と経験から、疑問等を明らかにするため質問をし、助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務内容調査業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各種規程を整備するとともに、法令及び定款を遵守したコンプライアンス体制の強化を図り、社長以下全取締役をけん制するために、弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、原則、毎月1回開催とする。

当社ではコンプライアンスを単に法令遵守として捉えるのではなく、企業倫理の考えを含めたものとして捉え、行動準則を制定し周知するとともにコンプライアンス教育・研修を継続的に行い、より高次元での経営体制を構築する。

また、取締役及び使用人が社内において、法令及び定款違反行為を発見した時や疑義ある行為が行われようとしていることに気づいた時は、匿名でも当社顧問弁護士を通じて会社に通報することができるなど未然に防止する体制として社内通報制度を構築し、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役はその職務にかかる以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存、管理を行う。

ア. 株主総会議事録

イ. 取締役会議事録

ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連事項

エ. 取締役が決裁者となる決裁書類

オ. その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

カ. 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報

キ. 上記各号に付帯関連する資料

代表取締役社長は上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となっている。管理部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の重要な情報の保存及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全に関する問題、天災に関する問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他当社における様々なリスクを組織横断的に、また各組織ごとに想定し、あらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を構築する。

また、新たに発生するリスクについては社長の指揮のもと、速やかに対応できる体制を構築し対処する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長以下取締役全員と全監査役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、上程された議案を審議、決議すると同時に、業務執行状況に関する報告及

び、重要事項についての意思決定を行う。

取締役会で決定した重要事項について、各部門長から具体的な業務執行の指示を出し、業務を展開する。

また、業務分掌、決裁権限基準などの規程を定め、重要性に応じた意思決定を行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社はグループ共通の「経営理念」と「行動準則」に基づき、グループの役職員全員が一体となって適正な業務運営に努めるよう、以下の体制をとる。

1. 子会社に対しては、当社常勤監査役が監査役に就任するなど、各子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築する。
2. 当社の取締役会で、子会社の経営状況についての報告及び重要事項についての事前協議を行い、子会社の自主性を尊重しつつ適正に経営されているかを確認する。
3. 内部監査室が、当社の子会社管理の状況や子会社の業務に関する監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制

当社は、現在の会社の規模から、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて取締役と監査役が協議し、その職務を補助するスタッフを置く。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付使用人の独立性、指示の実効性を確保するため、当該使用人に対する人事異動及び考課は常勤監査役の事前の同意を得る。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会など重要な意思決定を行う会議に出席し、取締役及び使用人から重要な決定に関する報告を受ける。

また、法令に違反すること、業務の執行に重大な影響をおよぼすもの及び当社に損失を与える事態の発生など、異常が発生したときには即座に監査役に報告する体制を構築する。

なお、これらの報告に関しては、各種規程により報告者の個人情報の保護と報告したことによる不利益が生じないよう適正な措置をとる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役や使用人から常に報告を受け、業務の執行状況を把握できるような体制を整える。

また、会計監査人と連携をとり、定期的に各地の施設に出向き、不正や法令違反がないかの調査を行う。

監査役は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

当社は、コンプライアンス委員会を11回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を審議した上で、当社グループにおけるコンプライアンスのさらなる強化のために体制及び規程の見直しを行いました。また、各施設の責任者及び本部の役職者を対象とするコンプライアンス研修を1回実施し、コンプライアンス意識の向上にも努めてまいりました。その他当社及び子会社を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」等を設置しております。加えて、各社ごとにハラスメントについて専門に受け付ける「ハラスメント相談窓口」の体制を整備し、より相談しやすい仕組みに変更いたしました。

なお、これらの対応を周知することによりコンプライアンスの実効性向上を図っております。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、社外監査役3名を含む監査役5名も原則出席した上で定例として月1回（臨時は12回）開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。（取締役及び監査役の員数は、平成30年3月31日現在のものであります。）また、取締役の職務の執行に係る情報（議事録等）は、セキュリティが確保された場所で安全かつ適切に保管しました。

情報セキュリティについては、管理部情報管理課の人材の増強、各種セキュリティの強化、保育業務のICT化の実施等により情報管理の強化を図っております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、また、当社常勤監査役が子会社の監査役に就任するなど、その業務執行状況を監査し子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社の各部門・施設を対象とする監査を実施し（保育所については、原則として全施設を対象として特に安全管理面を重点に毎月実施）、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。なお、特に重大な問題がある場合には、取締役会及び監査役会に報告する体制をとっております。また、内部統制監査につきましても金融商品取引法の定めに基づき実施いたしました。

監査役は、年度監査計画に基づき、業務監査として各施設の監査（保育所37園、学童クラブ・児童館・民間学童クラブ21施設実施）、子会社を含めた管理部門の業務監査を実施いたしました。すべての監査役がコンプライアンス委員会に

出席し、その審議状況を監視し、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しに参画いたしました。また、内部監査室とともに、会計監査人と四半期ごとに定期的にミーティングを行い、会計上の問題や課題に関する情報収集と会計監査人の監査状況の精査を行いました。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、管理部総務人事課を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針とする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 対応統括部署は管理部総務人事課としている。

イ. 警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積している。

ウ. 警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っている。

エ. 取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入している。

オ. 不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役に報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっている。

カ. 各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売上げ等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%前後の連結業績連動型配当の継続実施を基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、子育て支援事業を積極的に展開するために有効活用してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,307,542	流動負債	8,208,995
現金及び預金	4,455,750	買掛金	228,917
売掛金	81,250	短期借入金	1,500,000
たな卸資産	149,105	1年内返済予定の長期借入金	2,485,320
繰延税金資産	421,928	未払金	1,584,376
未収入金	2,169,850	未払法人税等	344,278
その他	1,030,385	未払消費税等	78,373
貸倒引当金	△730	賞与引当金	390,055
固定資産	17,453,479	その他	1,597,673
有形固定資産	10,101,879	固定負債	9,795,827
建築物	6,713,410	長期借入金	8,934,213
構築物	549,172	繰延税金負債	2,123
車両運搬具	3,470	退職給付に係る負債	538,885
工具器具備品	241,033	資産除去債務	238,624
土地	980,894	長期未払金	3,700
建設仮勘定	1,613,898	その他	78,280
無形固定資産	473,769	負債合計	18,004,822
のれん	258,280	純資産の部	
その他	215,489	株主資本	7,837,890
投資その他の資産	6,877,829	資本金	1,603,955
投資有価証券	629,505	資本剰余金	1,449,544
差入保証金	1,823,521	利益剰余金	5,421,026
長期貸付金	3,297,662	自己株式	△636,635
繰延税金資産	330,499	その他の包括利益累計額	△85,560
その他	812,703	その他有価証券評価差額金	△46,654
貸倒引当金	△16,063	繰延ヘッジ損益	545
		為替換算調整勘定	3,899
		退職給付に係る調整累計額	△43,350
		非支配株主持分	3,869
		純資産合計	7,756,199
資産合計	25,761,021	負債及び純資産合計	25,761,021

連結損益計算書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,779,234
売上原価	22,685,186
売上総利益	4,094,048
販売費及び一般管理費	2,790,933
営業利益	1,303,115
営業外収益	369,918
受取利息	110,730
補助金収入	166,397
その他	92,791
営業外費用	91,030
支払利息	52,229
障害者雇用納付金	6,200
支払手数料	2,000
持分法による投資損失	25,587
その他	5,013
経常利益	1,582,003
特別利益	3,834
投資有価証券売却益	3,834
特別損失	27,851
固定資産除却損	3,310
園減損損失	23,137
投資有価証券評価損	1,404
税金等調整前当期純利益	1,557,986
法人税、住民税及び事業税	636,856
法人税等調整額	10,738
当期純利益	910,390
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△116
親会社株主に帰属する当期純利益	910,507

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,603,955	1,449,544	5,037,085	△869,918	7,220,667
誤謬の訂正による累積的影響額			△306,947		△306,947
遡及処理後当期首残高	1,603,955	1,449,544	4,730,138	△869,918	6,913,719
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△219,619		△219,619
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			910,507		910,507
自 己 株 式 の 処 分				233,282	233,282
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	690,888	233,282	924,170
当 期 末 残 高	1,603,955	1,449,544	5,421,026	△636,635	7,837,890

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△34,596	852	-	△29,580	△63,324	3,985	7,161,328
誤謬の訂正による累積的影響額							△306,947
遡及処理後当期首残高	△34,596	852	-	△29,580	△63,324	3,985	6,854,381
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△219,619
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							910,507
自 己 株 式 の 処 分							233,282
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,057	△307	3,899	△13,770	△22,236	△116	△22,352
当 期 変 動 額 合 計	△12,057	△307	3,899	△13,770	△22,236	△116	901,817
当 期 末 残 高	△46,654	545	3,899	△43,350	△85,560	3,869	7,756,199

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	8社
・連結子会社の名称	株式会社日本保育サービス 株式会社ジェイキッチン 株式会社ジェイ・プランニング販売 株式会社ジェイキャスト 株式会社四国保育サービス 株式会社日本保育総合研究所 株式会社アメニティライフ COHAS VIETNAM CO.,LTD

なお、COHAS VIETNAM CO.,LTDは平成29年4月14日付での新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・関連会社の数	1社
・関連会社の名称	KODOMOLOGY株式会社

② 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、KODOMOLOGY株式会社の株式は平成30年3月1日付で全て売却しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法又は償却原価法により算定）
---------	--

時価のないもの	移動平均法による原価法又は償却原価法
---------	--------------------

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産	主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
-------	-----------------------------------

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	3～50年
車両運搬具	2～7年
工具器具備品	1～20年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「ヘッジ取引に関するリスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
 のれんは、10年間で均等償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-------------------|--|
| 連結子会社の事業年度等に関する事項 | 連結子会社のうちCOHAS VIETNAM CO.,LTDの決算日は12月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 |
| 退職給付に係る会計処理の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ・数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 ・小規模企業等における簡便法の適用
 当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は繰延消費税等に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。 |

2. 追加情報

(株式給付信託（従業員持株会処分型）に関する取引）

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、「ジェイ・ピー従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする株式給付信託（従業員持株会処分型）契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結しております。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下、「信託E口」といいます。）を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

今後、持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口があらかじめ一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末869,660千円、3,162,400株、当連結会計年度末636,377千円、2,314,100株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度末：915,102千円

当連結会計年度末：640,400千円

3. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当社の子会社である株式会社日本保育サービスが運営する認可保育園のうち公設民営による保育園等の運営委託料に係る消費税の課税区分に一部誤りがあり、平成25年3月期から平成29年3月期の期間において消費税の申告の訂正が必要であることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。

(2) 当該連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

この誤謬の訂正の結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金は、期首残高が306,947千円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,488,701千円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(2) たな卸資産の内訳	
商品	97,174千円
原材料及び貯蔵品	51,931千円
(3) 固定資産圧縮記帳	
国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳	
建物	698,439千円
構築物	6,280千円
工具器具備品	6,745千円
ソフトウェア	27,426千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,849,400株	—	—	87,849,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,164,106株	—	848,300株	2,315,806株

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式がそれぞれ、3,162,400株、2,314,100株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の減少848,300株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が持株会へ売却したことによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	219,619千円	2円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	307,466千円	3円50銭	平成30年3月31日	平成30年6月29日

- (注) 平成30年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金8,099千円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主に債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、「投資有価証券運用基準」に沿って保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は主に保育所の開設に係る賃貸借契約等に基づく保証金、長期貸付金は主に土地所有者への当社グループの運営する保育所建物建設に伴う資金であり、当該建物所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「債権管理規程」及び「与信管理規程」に沿って、取引先の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますため、原則として固定金利の借入金による資金の調達を基本とすることとしております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の利用については、取引相手先を格付けの高い金融機関に限定しているため信用リスクは低いと認識しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理につきましては、ヘッジ取引に関するリスク管理方針に則り管理部によって行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,455,750	4,455,750	－
(2) 未収入金	2,169,850	2,169,850	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	629,505	629,505	－
(4) 差入保証金	219,338	208,841	△10,497
(5) 長期貸付金	3,490,564	3,841,278	350,713
資 産 計	10,965,010	11,305,226	340,216
(1) 未払金	1,584,376	1,584,376	－
(2) 短期借入金	1,500,000	1,500,000	－
(3) 長期借入金	11,419,533	11,388,973	△30,560
負 債 計	14,503,910	14,473,349	△30,560
デリバティブ取引（※）	784	784	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券の種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
株 式	40,058	40,754	△695
債 券	589,447	655,879	△66,432
合 計	629,505	696,633	△67,128

(4) 差入保証金 (5) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を、約定金利等に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期貸付金には流動資産のその他に含まれている、1年内回収予定の長期貸付金も含んでおります。

負 債

(1) 未払金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価については、元利金の合計額を、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金の時価については、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、流動負債に記載している、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ 取引	長期借入金	2,550,000	2,250,000	784
	支払固定・ 受取変動				

時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
差 入 保 証 金	1,604,183

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。また、上表の差入保証金の連結貸借対照表計上額には、時価の算定が可能な金額を除いております。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現 金 及 び 預 金	4,455,750	—	—	—
未 収 入 金	2,169,850	—	—	—
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	—	—	264,874	324,573
差 入 保 証 金	—	74,648	7,930	136,759
長 期 貸 付 金	192,902	806,647	935,461	1,555,552
合 計	6,818,504	881,296	1,208,266	2,016,885

(注) 4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
短 期 借 入 金	1,500,000	—	—	—	—	—
長 期 借 入 金	3,125,720	1,423,512	1,121,532	1,094,848	1,067,659	3,586,262
合 計	4,625,720	1,423,512	1,121,532	1,094,848	1,067,659	3,586,262

「連結注記表 2. 追加情報」に記載のとおり、本信託に係る借入金640,400千円については、総額法の適用により当社の連結貸借対照表に計上されております。しかし、その返済予定額については、あらかじめ定まったものではなく信託E口が保有する当社株式の持株会への売却状況により変動し、上記表の各期間に振分けることが困難であるため、本信託終了見込の約1年に合わせ、当該借入金残高全額を「1年以内」の期間に含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円70銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度において2,730,169株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末において2,314,100株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年4月20日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、同年5月8日に訴状を受領いたしました。訴訟の概要は以下の通りであります。

- (1) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- ①名称：マザーケアジャパン株式会社
- ②住所：東京都渋谷区本町三丁目12番1号
- ③代表者の氏名：坂井 徹

- (2) 訴訟の概要及び請求金額

原告であるマザーケアジャパン株式会社が、当社に対し、平成30年3月23日開催の当社臨時株主総会において、当社が請求人の議決権行使を賛否未確認と扱ったことを理由に、損害賠償として、264百万円及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したものであります。

- (3) 今後の見通し

当社といたしましては、マザーケアジャパン株式会社の請求は根拠のないものとして認識しており、法廷の場において適切に対処していく所存であります。なお、本訴訟の提起が当社の連結業績に与える影響は現時点では未確定であります。

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,983,701	流動負債	4,273,893
現金及び預金	1,169,505	短期借入金	1,500,000
売掛金	132,933	1年内返済予定の長期借入金	2,517,258
前払費用	39,754	未払金	127,671
繰延税金資産	9,376	未払費用	6,054
立替金	4,568	未払法人税等	23,139
短期貸付金	4,700,000	預り金	18,196
その他	35,738	前受収益	1,890
貸倒引当金	△108,174	賞与引当金	11,840
固定資産	11,987,145	その他の他	67,843
有形固定資産	3,548,064	固定負債	9,435,664
建物	2,246,956	長期借入金	8,934,213
構築物	293,946	関係会社長期借入金	256,378
車両運搬具	3,271	退職給付引当金	4,268
工具器具備品	22,996	長期未払金	3,700
土地	980,894	資産除去債務	65,642
無形固定資産	212,347	その他の他	171,460
ソフトウェア	26,537	負債合計	13,709,557
ソフトウェア仮勘定	178,200	純資産の部	
電話加入権	2,808	株主資本	4,307,398
水道施設利用権	4,801	資本金	1,603,955
投資その他の資産	8,226,732	資本剰余金	1,449,544
投資有価証券	629,505	資本準備金	1,127,798
関係会社株式	1,346,943	その他資本剰余金	321,746
関係会社出資金	967	利益剰余金	1,890,534
関係会社長期貸付金	5,995,000	利益準備金	6,600
長期前払費用	42,985	その他利益剰余金	1,883,934
繰延税金資産	9,669	別途積立金	100,000
差入保証金	201,400	繰越利益剰余金	1,783,934
その他	784	自己株式	△636,635
貸倒引当金	△525	評価・換算差額等	△46,108
		その他有価証券評価差額金	△46,654
		繰延ヘッジ損益	545
資産合計	17,970,846	純資産合計	4,261,289
		負債及び純資産合計	17,970,846

損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,778,955
売 上 原 価	221,249
売 上 総 利 益	1,557,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,145,960
営 業 利 益	411,746
営 業 外 収 益	358,491
営 業 外 費 用	165,522
経 常 利 益	604,714
特 別 損 失	56,017
関 係 会 社 株 式 売 却 損	21,752
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	32,860
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,404
税 引 前 当 期 純 利 益	548,697
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	102,619
法 人 税 等 調 整 額	11,953
当 期 純 利 益	434,124

株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計
							別 積 立 金	繰 上 金	
当 期 首 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	1,569,429	1,676,029	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△219,619	△219,619	
当 期 純 利 益							434,124	434,124	
自 己 株 式 の 処 分									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	214,504	214,504	
当 期 末 残 高	1,603,955	1,127,798	321,746	1,449,544	6,600	100,000	1,783,934	1,890,534	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△869,918	3,859,610	△34,596	852	△33,744	3,825,866
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△219,619				△219,619
当 期 純 利 益		434,124				434,124
自 己 株 式 の 処 分	233,282	233,282				233,282
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△12,057	△307	△12,364	△12,364
当 期 変 動 額 合 計	233,282	447,787	△12,057	△307	△12,364	435,422
当 期 末 残 高	△636,635	4,307,398	△46,654	545	△46,108	4,261,289

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法又は償却原価法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～50年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	3～20年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用

定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

2. 追加情報

株式給付信託（従業員持株会処分型）制度に係る取引に関する注記については、「連結注記表2. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 314,234千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。
① 短期金銭債権 4,843,423千円
② 短期金銭債務 68,276千円
③ 長期金銭債務 59,127千円
(3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
該当事項はありません。
(4) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
① 営業取引高 1,770,700千円
② 営業取引以外の取引高 213,475千円
(2) 営業収益は、子会社からの経営指導料収入等であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,164,106株	－	848,300株	2,315,806株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式がそれぞれ、3,162,400株、2,314,100株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の減少848,300株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が持株会へ売却したことによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	5,116千円
賞与引当金	3,611千円
貸倒引当金否認	32,993千円
関係会社出資金評価損否認	10,022千円
未払社会保険料否認	534千円
退職給付引当金	1,301千円
長期未払金否認	1,128千円
減価償却費超過額	1,928千円
資産除去債務	20,020千円
会員権評価損否認	1,486千円
関係会社株式評価損否認	3,049千円
その他有価証券評価差額金	20,474千円
その他	1,734千円
繰延税金資産小計	<u>103,402千円</u>
評価性引当額	<u>△46,065千円</u>
繰延税金資産合計	<u>57,336千円</u>
繰延税金負債	
資産除去費用	△17,884千円
投資有価証券	△20,167千円
繰延ヘッジ損益	△239千円
繰延税金負債合計	<u>△38,290千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>19,045千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項目別の内訳	
法定実効税率	30.7 %
(調整)	
住民税均等割	0.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.0 %
評価性引当額の増減	7.9 %
その他	0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>20.9 %</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

記載すべき事項に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(3) 子 会 社 等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱日本保育サービス	99,000	子育て支援事業	100	兼任 5名	資金援助	資金の付貸(注)1	1,000,000	短期貸付金 長期貸付金	4,200,000 5,890,000
						資金援助	利息の受取(注)1	202,906	未収入金	13,934
						資金調達	資金の借入(注)1	—	関係会社 長期借入金	256,378
						経営管理指導	監事の報酬(注)2	833,298	売掛金	81,403
						不動産賃貸	不動産賃貸料の受取(注)3	231,726	前受金 前受収益 長期前受収益	19,287 1,890 34,053
						債務の被保証	債務の被保証(注)4	3,559,860	—	—
子会社	㈱ゾエキッチン	10,000	給食の調理事業	100	兼任 3名	剰余金配当の受取	受取配当金(注)5	191,000	—	—
子会社	㈱日本保育総合研究所	10,000	研究、研修及びコンサルティング事業	100	兼任 4名	資金援助	資金の付貸(注)1、6	50,000	短期貸付金	200,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市中金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 経営指導料は、各社の売上高の一定割合等を収受しております。
3. 不動産賃貸料は、不動産賃貸の対価として両社協議の上、決定しております。
4. 当社の銀行借入に対し、子会社より保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。
5. 受取配当金は、子会社の当期純利益をベースに両社協議の上、決定しております。
6. 当事業年度において、短期貸付金期末残高に対して、貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を108,174千円計上しております。
7. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(4) 兄 弟 会 社 等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 49円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円10銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度において2,730,169株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末において2,314,100株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

当社が、平成30年4月20日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、同年5月8日に訴状を受領いたしました。当該訴訟の提起に関する注記については、「連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 塚本 憲司 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大島 幸一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J P ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 塚本憲司 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大島幸一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社 J P ホールディングス監査役会

常勤監査役 内 山 学 ㊟

常勤監査役 森 敏 仁 ㊟

監査役 竹 内 大 和 ㊟

監査役 指 輪 英 明 ㊟

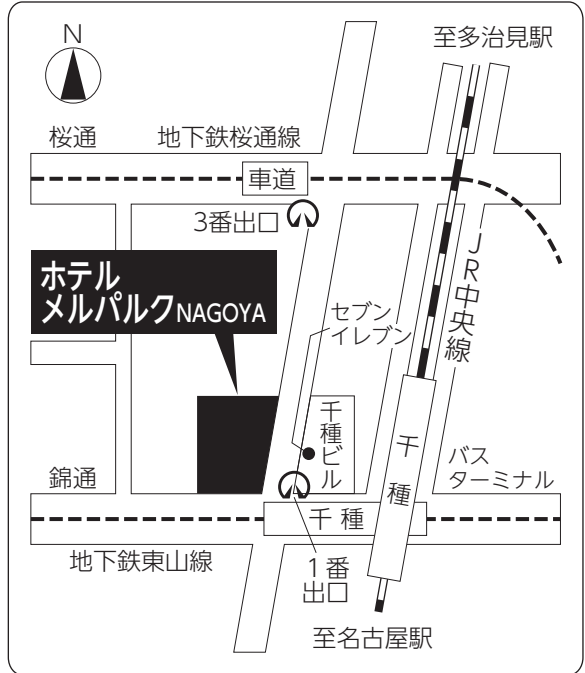
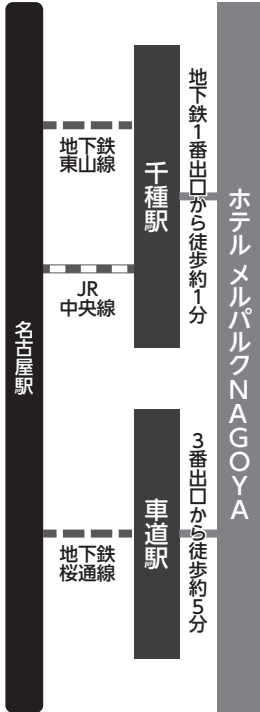
監査役 押 味 由 佳 子 ㊟

(注) 監査役のうち、竹内大和、指輪英明及び押味由佳子は、会社法第2条第16号、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」
(TEL:052-937-3535)



- | | | | |
|-----|-----|--------------|------------|
| 地下鉄 | 東山線 | 千種 (1番出口) | 下車、西へ徒歩約1分 |
| | 桜通線 | 車道 (3番出口) | 下車、南へ徒歩約5分 |
| J R | 中央線 | 千種 (地下鉄1番出口) | 下車、西へ徒歩約1分 |

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。